

第1回
公募締切
7/10

補助金活用サポートサービス

中小企業新事業進出 補助金

既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出を後押しする補助金です。



補助対象要件

1. 新事業進出要件

新事業進出指針に示す「新事業進出」の定義に該当する事業であること



2. 付加価値額要件

補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、付加価値額の年平均成長率が4.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること

3. 賃上げ要件

目標値未達の場合、補助金返還義務あり

補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、以下のいずれかの水準以上の賃上げを行うこと

- (1) 補助事業終了後3～5年の事業計画期間に、一人当たり給与支給総額の年平均成長率を、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上増加
- (2) 補助事業終了後3～5年の事業計画期間に、給与支給総額の年平均成長率を2.5%以上増加

4. 事業場内最賃水準要件

目標値未達の場合、補助金返還義務あり

補助事業終了後3～5年の事業計画期間に、毎年、事業所内最低賃金が補助事業実施場所都道府県における地域別最低賃金より+30円以上の水準であること

5. ワークライフバランス要件

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表していること



6. 金融機関要件

金融機関等から資金提供を受ける場合は、資金提供元の金融機関等から事業計画の確認を受けること



補助金額・補助率

※ () は賃上げ特例適用の補助上限額

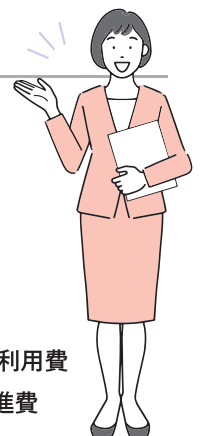
従業員数	補助金額	補助率
20人以下	750万円～2,500万円(3,000万円)	1/2
21～50人	750万円～4,000万円(5,000万円)	
51～100人	750万円～5,500万円(7,000万円)	
101人以上	750万円～7,000万円(9,000万円)	

賃上げ特例要件

目標値未達の場合、補助金返還義務あり

補助事業実施期間内に、以下の要件をいずれも満たすこと

- (1) 補助事業実施期間内に、給与支給総額を年平均6.0%以上増加させること
- (2) 補助事業実施期間内に、事業場内最低賃金を年額50円以上引き上げること



補助対象経費

- 機械装置・システム構築費
- 建物費
- 運搬費
- 技術導入費
- 知的財産権等関連経費
- 外注費
- 専門家経費
- クラウドサービス利用費
- 広告宣伝・販売促進費